

平成18事務年度主要行等向け監督方針

I. 基本的考え方

平成17年10月、主要行等向けの総合的な監督指針を策定し、主要行等向けの監督事務に関し、その基本的考え方、監督上の評価項目及び事務処理上の留意点について、従来の事務ガイドラインの内容も踏まえて体系的に整理を行った。当該監督指針においては、監督に当たっての重点事項を明確化するため、毎事務年度ごとに監督方針を策定・公表することとしている。

主要行等を取り巻く情勢については、本年4月から施行した改正銀行法による銀行代理業制度の導入、同法や本年の通常国会で成立した金融商品取引法による顧客保護規定の充実・強化、いわゆる偽造・盗難キャッシュカード預金者保護法の施行（本年2月）や「情報セキュリティに関する検討会」の実施（本年3月～6月）など金融犯罪防止に向けた対策の強化、今般の日本銀行におけるゼロ金利政策の解除、平成19年3月期からのバーゼルⅡ（新しい自己資本比率規制）の実施など、様々な変化が見られるところである。

金融機関は、自行の強みを活かし、顧客のニーズに対応した多様で良質な金融商品・サービスを提供することが求められている。特に、主要行等は、規模が大きく我が国経済に大きな影響力を有し、国際的な金融活動を展開しているケースも多い。このため、世界最高水準の金融サービスを提供することを通じて我が国経済の発展と国民生活の向上に寄与するとともに、世界の金融市場において重要な役割を果たしていくことが期待されている。

こうしたことを踏まえ、主要行等の監督に当たっては、引き続き検査部局との連携の強化に努めるほか、以下の3点を平成18事務年度の重点事項として、引き続き厳正で実効性のある監督行政を効率的に遂行する。

1. 利用者保護ルールの徹底と利便性の向上

主要行等は、取扱金融商品の多様化やフィージネスの拡大など、様々な取組みを行っている。このような取組みの中で利用者保護や顧客の利便性が軽視されることがないように、重点的に監督する。

2. リスク管理の高度化等

金融機関の自主的・持続的取組みにより、金融機関の財務の健全性が確保され

るためには、適切なリスク管理が行われることが重要である。このため、バーゼルⅡの実施に向けた取組みや主要行等の業務の拡大に伴うリスクの多様化に対応した、リスク管理の高度化のための取組みが行われているかについて重点的に監督する。

3. 金融の国際化等への対応

金融の国際化等に対応して、主要行等においては、コングロマリット化や海外業務の拡大が進展している。このような取組みは収益の拡大につながる一方で、本部の目が十分に届かなくなる惧れがあり、適切な業務管理が行われているかについて重点的に監督する。

Ⅱ. 重点事項

1. 利用者保護ルールの徹底と利便性の向上

利用者保護ルールの徹底と利便性の向上については、以下の点を重点事項として監督を行う。なお、監督に当たっては、金融機関からの報告内容や検査結果に加えて、昨年7月に開設した金融サービス利用者相談室等の情報も積極的に活用する。

(1) 説明態勢及び相談・苦情処理機能の充実・強化

顧客保護規定については、改正銀行法により充実・強化されたほか、今後施行予定の金融商品取引法においてもさらなる充実・強化が図られている。このことを踏まえ、顧客（預金者、借り手、第三者保証人等）への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化と業務へのフィードバックに係る取組みについて検証を行う。検証に当たっては、特に、①投資信託、保険、外貨預金、仕組預金など取扱商品を多様化させるとともに、住宅ローンなど従来型の商品についても顧客獲得のための取組みを強化していることを踏まえ、顧客が、これらの商品のリスクや特性について十分に理解した上で取引できるよう、十分に説明がなされているか、②金利環境の変化等に伴い、貸出金利の引上げを行う際に、十分な説明がなされているか、③融資に伴う個人保証の取得の際に、保証の法的効果やリスクを適切に説明しているか、④特に、経営に実質的に関与していない第三者との間で保証契約を締結する場合には、当該第三者と保証契約を締結する客観的合理的理由を説明しているか、⑤利用者から相談・苦情等があった場合に、当該相談・苦情等を的確に把握・分析した上で対応する態勢が構築されているか、等に留意する。

(2) 金融犯罪防止等に向けた対策の強化・徹底

近年、ATMをめぐる犯罪が多発するとともに、インターネットバンキングを対象とした犯罪も発生している。「情報セキュリティに関する検討会」において各種対策の有効性の検証が行われ、検討結果の概要が取りまとめられたこと等を踏まえ、主要行等向けの総合的な監督指針を改正する。また、改正監督指針及び当該検討結果に則り、各金融機関の業務特性に応じて、ATMシステムやインターネットバンキングを利用した金融犯罪防止等に向けた情報セキュリティ対策の向上に努めているかについて検証を行う。

(3) システムリスク管理態勢の適切性の確保

金融機関の情報システムの高度化・複雑化に伴い、コンピュータシステムのダウン、誤作動等のシステム障害発生が顧客等に与える影響が大きくなってきており、適切なシステムリスク管理態勢の構築がますます重要になっている。あわせて、仮にシステム障害が発生した場合には、迅速に適切な対応を行い、影響を最小限に食い止めるための態勢を構築することも重要である。このため、これらの取組みについて検証を行う。

また、一部銀行においてシステムを外部委託しているケースが見られるが、このような場合には、当該外部委託先の業務運営に係る監督・管理態勢を十分に整備するなど、適切なシステムリスク管理態勢が構築されているかについて検証を行う。

(4) 業務運営における独占禁止法等の関係法令等遵守の徹底

金融機関の業務範囲が拡大するのに伴い、金融機関が業務を行うに際して適用される法令等は、銀行法のみならず、本人確認法、個人情報保護法、証券取引法、保険業法、独占禁止法など極めて広範囲に及んでいる。金融機関がこうした法令等を熟知し、十分な遵守態勢を構築しているかについて検証を行う。

特に、昨事務年度、一部の金融機関に対して独占禁止法第19条（優越的地位の濫用）の規定に違反するものとして排除措置命令が発出されたことや、公正取引委員会の「金融機関と企業との取引慣行に関する調査報告書」（平成18年6月21日）において、当該問題に対する認識が不足している金融機関が多数存在したことにかんがみ、優越的地位の濫用防止等の独占禁止法に係る法令等遵守態勢について検証を行う。

(5) 借り手のニーズに対応した審査・融資管理態勢の整備

担保・保証（特に第三者保証）に過度に依存する融資慣行から脱却し、経営者の資質や事業の収益見通しなど貸出先のリスクの適正な評価に基づいた融資活動を行うのに必要な審査・融資管理態勢が構築されているかについて検証を行う。

(6) 銀行代理業者の適切な業務運営の確保

金融商品・サービスの販売チャネルの拡大の観点から、本年4月に導入された銀行代理業制度を適切に運用するため、各財務局等が銀行代理業に係る許可申請に対する審査を行うに当たっては、所属銀行による監督態勢など、銀行代理業を適切に営むための態勢が整備されているかについて、十分に留意するように指導・監督を行う。

また、銀行代理業の許可を与えた後については、みなし許可を与えられた銀行代理業者を含めて、所属銀行が銀行代理業者の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講ずる責任を負うこととされていることにかんがみ、各財務局等と連携しつつ、所属銀行を通じて銀行代理業者の業務運営状況について検証を行う。

(7) 仕組債等の組成・販売に係る業務の適切性の確保

近年の金融商品の組成技術の向上等により、主要行等がアレンジャーとして仕組ローン、仕組債、仕組預金、SPCや信託を介した仕組ファイナンス等に取り組む事例が増加している。このような取組みは、アレンジャーフィーを獲得する主要行等の収益力強化につながる一方で、当該金融商品の長期的な収益見込みなどの特性を十分に理解せずに購入した投資家が損害を被るおそれがあることから、当該業務のあり方について検証を行う。

また、主要行等がアレンジャーとして組成し、他の金融機関の参加を募る形態のシンジケート・ローンが増加していることを踏まえ、当該業務のあり方について検証を行う。

2. リスク管理の高度化等

主要行等のリスク管理の高度化等については、以下の点を重点事項として監督を行う。

(1) バーゼルⅡへの対応

平成 19 年 3 月期より実施されるバーゼルⅡに対応するための取組みについて、以下の点を中心に検証を行う。また、バーゼルⅡの実施を踏まえて主要行が作成した「リスク管理高度化計画」について半期ごとにフォローアップを行う。

①最低所要自己資本比率の算出（第 1 の柱）

バーゼルⅡ第 1 の柱の手法・内容に従って自己資本比率を適正に算出・管理しているかについて検証を行う。特に、より先進的なリスク計測手法の採用を予定している主要行等については、最低要件の充足状況について承認審査を通じて確認するとともに、実施後も継続的にモニタリングを行う。

②金融機関の自己管理と監督上の検証（第 2 の柱）

バーゼルⅡ第 2 の柱に基づいて、統合リスク管理態勢の構築状況を検証するとともに、早期警戒制度も活用し、銀行勘定の金利リスクや信用集中リスクなど第 1 の柱に含まれないリスクについても適切なモニタリングを行う。

③市場規律の活用（第 3 の柱）

金融機関の情報開示の充実を通じた市場規律の実効性向上が、第 3 の柱と位置付けられていること等を踏まえ、情報開示の適切性について検証を行う。

(2) 運用資産の多様化等によるリスクの多様化への対応

主要行等の業務の複雑化や運用資産の多様化によるリスクの増大を踏まえ、特に以下の点を中心に、リスク管理の高度化等への対応について検証を行う。

①資産運用手法の多様化への対応

主要行等においては、例えば、(i)クレジットデリバティブ取引、(ii)不動産ファンド向け融資、(iii)オルタナティブ投資、の増加など新たな手法を通じた収益確保の動きが見られる。こうした新たな取引形態に伴うリスクが正確に把握・管理されているかについて検証を行う。

②政策保有株のリスク管理

近年の M&A の活発化に伴い、一部企業が金融機関に対して株式の政策保有を要請する動きが見られる。しかしながら、こうした株式保有は一般の売買目的有価証券に比べてロスカットが困難であるなど価格変動リスクが大きいことから、保有株全体のリスクの管理態勢が政策保有株固有のリスクを踏まえたものとなっているかについて検証を行う。

(3) 自己資本の質の向上

自己資本については、その量のみならず質（自己資本の中で基本的項目（Tier 1）が中心の資本構成になっているか、Tier 1の中でも通常の株主資本が中心の資本構成になっているか、自己資本比率規制において算入上限の対象となる資本に過度に依存することにより自己資本比率が低下するリスクが大きくなっていないか、等）についても適切な管理を行うことが重要である。この点に関する金融機関の認識を確認するとともに、当該認識の資本政策における反映状況についても検証を行う。

特に、会社法制定により、多様な種類株の発行が認められるようになったことや、近年の仕組債組成に係る技術の向上により、金融機関がいわゆるハイブリッド証券を発行して資金を調達する事例が見られる。優先株式など形式的にはTier1該当性のあるものであっても、例えばコール条項を付与されたものなど、一定期間後の償還可能性が高いものがあることを踏まえ、金融機関がハイブリッド証券により資本を調達する場合等には、当該資本のTier1該当性について検証を行う。

3. 金融の国際化等への対応

金融の国際化等への対応については、以下の点を重点事項として監督を行う。

(1) 金融コングロマリットに対する監督

国際的にグローバルな活動を行う金融機関は、邦銀・外銀を問わず、各行のビジネス戦略に基づいてコングロマリットを展開している。金融機関のコングロマリットにおいては、銀行グループ全体について、利益相反行為の発生、抱き合わせ販売行為の誘引の増大、グループ内のリスクの伝播や偏在・集中等の恐れがある。国内のみならず国際的にも拡がりを見せるコングロマリットに対して、監督当局としては、金融コングロマリット監督指針も踏まえ、監督部局内の連携を図り、必要に応じて海外当局の協力も仰ぎつつ、業務の適切性について検証を行う。

また、金融持株会社グループ形態を採用している場合には、金融持株会社のグループ全体に対する経営管理態勢について検証を行う。

(2) 海外業務に係る業務管理

主要行等においては、不良債権処理が終了し、今後の収益力を強化するための取り組みの一環として、各行の強みを活かしたビジネスモデルを探求しつつ、海外業務

を拡大させる動きが見られ、当局としても注視しているところである。他方、こうした海外業務の監督においては、海外業務が国内業務に比べて業務管理が難しいことを踏まえ、当該業務を所管する銀行本部の経営管理・業務統括管理部署等が海外の営業拠点の業務運営の状況を統括的に監督・管理する態勢を整備しているかについて検証を行う。特に、現地金融機関の買収・資本提携によって海外業務を拡大させる場合には、現地と本国の業務運営に係る考え方や適用法令の相違等の理由により、上記のような業務管理態勢を整備するには相当の取組みを要することから、当該取組みの状況について検証を行う。

(以上)